

防衛装備品等の調達に関する契約における資料の信頼性確保について(防衛大臣宛て)

指摘の背景となった防衛関連企業12社に対する支払金額(支出) 7223億3038万円

1 防衛装備品等の調達に関する過大請求事案等の概要

防衛装備品及びその修理等の役務（以下、これらを「防衛装備品等」という。）の調達に当たり、防衛省は、その仕様が特殊で市場価格が形成されていないなどの場合には、製造原価を直接材料費、加工費、直接経費等の構成要素ごとに積み上げるなどして算定し、これに一定の適正利益等を付加する原価計算方式により予定価格を算定するなどしている。そして、原価計算方式により予定価格を算定した契約には、契約の履行に要するなどした費用が原価として妥当であるか否かを審査するための原価監査を行い、契約代金を確定する原価監査付条項を付した監査付契約がある。

そして、防衛省は、防衛装備品等の調達に当たり、原価計算方式で予定価格を算定して契約を締結している民間企業（以下「防衛関連企業」という。）に対して、その原価計算システムの適正性を確認するための制度調査を行っている。

平成24年1月以降、防衛関連企業7社による過大請求事案（以下、これを「24年の過大請求事案」という。）が相次いで発覚した。24年の過大請求事案についてみると、防衛関連企業7社は、実際の直接作業時間に基づき申告する実績工数を付け替えるなどして過大請求を行っており、工数を付け替えたデータに基づいて帳票類を作成して実際の作業時間に基づく工数データは大半が廃棄されているなどしており、正規の帳票類が存在していなかった。

なお、24年の過大請求事案が発覚した以降も、防衛省に対して、防衛関連企業5社が、過大請求を行ったことを認めた旨報告している。

本院は、過大請求事案を踏まえた防衛省の諸施策について契約の相手方に対する周知等の効果を確認するなどするよう、24年10月に意見を表示し、防衛省は、これを踏まえ、契約の相手方が提出等する資料について、一層の信頼性を確保するために、「契約の相手方が提出等する資料の信頼性確保のための施策について（通達）」（以下「25年通達」という。）を発するなどして、制度調査等の強化を図ること、関係資料の保存整備等についても義務付けるなどの体制を整備すること、工数等の計上を明らかにした書面を保存させるなどの要求事項を契約の締結に際して周知することなどの再発防止策を講じている。

2 本院の検査結果

本院は、防衛省と会計実地検査時点において25年通達に基づく制度調査が実施されていないなどの防衛関連企業12社とで締結した原価計算方式により予定価格を算定した契約のうち、契約の履行が完了し、23年度から25年度までの間に契約代金を支払った契約金額1000万円以上の契約計3,208件（支払金額計7223億3038万余円）を対象として検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 原価計算等に関する規程類の整備状況等について

24年の過大請求事案をみると、原価計算等に関する規程類の整備が十分でなかったなどのため、工数修正専用端末や工数修正プログラムを使用して工数を書き換えるなどの事態が生じていた。したがって、防衛関連企業において原価計算等に関する規程類を整備し、これに基づいて工数集計等の経理処理を適正に行うことは、防衛関連企業が提出等する資料の信頼性を確保する上で重要なものである。

しかし、防衛関連企業3社は、原価計算等に関する親会社の規程類をそのまま準用するなどして、当該企業の作業実態に即した規程類を整備していなかったり、工数集計や実際に運用しているシステムに関する規程類を整備していなかったりしていた。また、防衛関連企業4社は、原価計算等に関する

規程類を整備しているものの、その規程類には、実際に運用しているシステムによる経理処理手続等が定められていないものとなっていた。

(2) 原価計算に係る工数計上の客観性の確保について

前記のとおり、24年の過大請求事案においては、他の契約からその実績工数の一部を当該契約の実績工数に付け替えるなどの事態が生じており、付替え前の工数データは、大半が廃棄されているなどして、修正した記録も保存されていなかったことを踏まえると、工数が集計されるまでの過程を記録及び保存することは、防衛省が契約に際して求めている資料の信頼性を確保する上で重要であるが、検査したところ、次のような事態が見受けられた。

ア 作業指示や作業実績に関する資料を保存していなかったもの

原価計算に係る工数は、作業指示を受けた作業員が実際に作業に従事した時間を実績として、工数集計システムに入力することなどにより集計されるため、入力された工数が実際に作業に従事した時間であるという根拠資料を保存することは、実績工数の客観性を検証するために重要である。

しかし、防衛関連企業10社は、作業指示や作業実績の報告を口頭で行い、一定期間を経過した後に実績工数の承認等を行うなどしているが、計上した根拠資料を記録及び保存していないため、計上された工数が、指示と一致しているか、作業時間の計上が妥当であるかについて客観的な証拠がなく検証できない状況となっていた。

イ 工数を修正した証拠を記録及び保存していなかったもの

工数の付替え等を防止するには、工数集計システムに入力した工数を修正する際に、修正した証拠をシステムに記録するとともに、修正理由を記録及び保存することなどが重要である。

しかし、防衛関連企業7社は、作業員が工数集計システムに入力した工数を修正しても、修正した証拠や理由を記録していないなどのため、計上された工数データが、正当な理由により修正されたものであるか確認できないなどの状況となっていた。

また、今回検査した防衛関連企業3社においては、作業時間が記録されている作業日誌や出張旅費の精算書類とは異なる工数を計上しているなどして、計上された工数と作業時間が一致していない状況となっていた。

以上のように、防衛関連企業12社において、実績工数の客観性を検証することができないなどの事態は、防衛省が契約に際して求めている資料の信頼性確保が十分に図られているとは認められず、改善の要があると認められる。

3 本院が表示する意見

防衛省においては、24年の過大請求事案発覚以降、様々な再発防止策を実施しているが、その後も防衛関連企業による過大請求事案が発覚しており、防衛関連企業が提出等する資料の信頼性を確保することが重要となっている。ついては、防衛関連企業が提出等する資料の信頼性を確保して、防衛装備品等の調達価格の透明性を確保するため、防衛省において、防衛関連企業に対し、25年通達の一層の徹底を図るために原価監査等の機会も活用するなどして、原価計算等に関する規程類の整備が十分なものとなっているか、当該規程類に基づく適正な会計処理を行っているか、原価計算に係る適正な工数の計上を行う体制が整っているかなどについて早急に調査を行い、必要に応じて防衛関連企業に対して改善を求めるなどの方策を検討するよう意見を表示する。